様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年12月09日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）こくりつだいがくほうじんなるときょういくだいがく  一般事業主の氏名又は名称　国立大学法人鳴門教育大学  （ふりがな）　　　 さこ　　ひでかず  （法人の場合）代表者の氏名　学長　佐古　秀一  住所　〒772-8502徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地  法人番号　1480005003924  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 国立大学法人鳴門教育大学第４期中期目標・中期計画 | | 公表日 | 2024年03月25日（最新変更認可日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法・公表場所】  TOP＞大学案内＞法人情報＞法人評価（中期目標、中期計画、年度計画に係る業務の実績等に関する評価）<https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00206334/dai4kityuukikeikakukai.pdf>  【記載箇所・ページ】  <P1>中期目標（前文）法人の基本的な目標 | | 記載内容抜粋 | 「令和の日本型学校教育」の実現という課題を見据えながら、教員養成大学として果たすべき基礎的な使命を「未来の社会の担い手である全ての子供の可能性を引き出す学校教育の実現」と捉え、これを情報化社会、多様化社会を見据えて実現していくために、本学における教育、研究、社会との共創等の側面での一層の機能強化を図る。  第４期における教育の重点として、本学は、今後の学習観・指導観の転換を担う教員のあり方として、教師として主体的に学ぶ力を有し、子供の多様性や教育課題の複雑さに対応した教育実践を創り出していく教師（創造的実践者としての教師）の養成をねらいとした教育体系の構築を図るとともに、全学DX計画の中で教師としての主体的な学びを支援するシステム（教員養成学修可視化システム）の開発と運用を行い、新たな教員養成のモデルを構築し発信する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年01月26日の役員会（文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項等をはじめとする重要事項について議決する機関）において承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 国立大学法人鳴門教育大学DX基本構想 | | 公表日 | 2024年05月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法・公表場所】  TOP＞大学案内＞法人情報＞DX基本構想https://www.naruto-u.ac.jp/\_files/00213233/Basic-Concept-of-Digital-Transformation\_20240527.pdf  【記載箇所・ページ】  <P2>1.2デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の意義  <P6>3.1重点取組事項－(1)デジタル技術等の活用による教育の質の向上 | | 記載内容抜粋 | 【1.2デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の意義】  本学ではまず、デジタル技術等の活用により大学・附属学校園における教育の質の向上と、新たな教員養成・学校支援モデルの構築・発信に取り組む。（中略）社会変革とデジタル化の進展をチャンスと捉え、既存の取組の改善・改良のみならず、新たな教員養成モデル・学校支援モデルの構築・発信の契機としたい。  【3.1重点取組事項－(1)デジタル技術等の活用による教育の質の向上】  教員養成教育の経過・成果を一元的にデジタル化し、理論的な学修と実践的な学修を有機的につなげ、AI及びラーニングアナリティクスの活用により、テキストデータ等の定性的なデータ及び単位、成績等の定量的なデータを分析、可視化するシステム（教員養成学修可視化システム）を構築し、エビデンスに基づく自己省察と「教師としての自己認識に基づき主体的、創造的に学ぶ」セルフデザイン型学修を支援する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年05月08日の総務委員会（学長（委員長・議長）、全理事、全副学長等が委員となり法人の運営に関し重要な事項を審議する機関）において承認後、学長裁定により策定。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <P4-P5>2．DX推進体制の構築 | | 記載内容抜粋 | 本学におけるDX推進のために取り組むべき事項を着実に実施するために、中心的役割を担う体制を次のとおり構築する。  （１）リーダー部門  学長、情報化統括責任者（CIO）、情報化統括責任者補佐（CIO補佐）  （２）推進部門  教員養成DX推進機構、セルフデザイン型学修支援センター、情報基盤センター、遠隔教育推進センター、経営企画戦略課広報・事務DX推進室   1. 支援部門 2. 情報システム支援担当：学術情報推進課 3. 教育支援担当：教務課   DX推進に当たっては、上述の体制が中心となり、教育組織、教員組織、事務組織ごとに、各組織の所掌事項に係る取組を遂行する。その際、ICTの知見を持った上で、現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要であり、DX推進の取組を集中的かつ円滑に実行するため、必要に応じて上述の推進部門や支援部門に人的リソースを戦略的に配分する。内部に適切な人材がいない場合には、外部専門人材の活用等も視野に入れ柔軟に対応するとともに、中長期的な観点から情報化担当教職員の計画的な確保・育成を図る。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <P9-P10>3.3 DX推進のために基盤となる取組事項 | | 記載内容抜粋 | (1)高機能情報ネットワークシステムの整備  DX推進の計画的な取組のために、情報ネットワークシステムについて、継続的・計画的な更新を実施する。  (3)情報基盤システムの更新  デジタル技術の活用のために、全学的な情報システムである情報基盤システムの機能強化は必須である。これに対応するため、令和5年8月の第8期情報基盤システム更新では、各取組に対応可能な機能を備えた最新の環境を導入整備した。以後も、全学的なDX推進に係る取組に対応可能な機能を備えた環境を維持・更新していく。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 国立大学法人鳴門教育大学第４期中期目標・中期計画 | | 公表日 | 2024年03月25日（最新変更認可日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法・公表場所】  TOP＞大学案内＞法人情報＞法人評価（中期目標、中期計画、年度計画に係る業務の実績等に関する評価）<https://www.naruto-u.ac.jp/_files/00206334/dai4kityuukikeikakukai.pdf>  【記載箇所・ページ】  <P4>中期計画Ⅰ-２-⑩-(2) | | 記載内容抜粋 | 方策：新社会を担う教員の資質能力に関する新たな指針を制定し、これに基づき統合的LMS（学修経過・成果に係る定量的・定性的なデジタルデータの統合による学修可視化システムの開発・運用）により、教師としての基盤的能力とともに学生個々の教師としての特長を確認、伸長する教員養成教育を推進する。  評価指標：教員養成学修可視化システムを活用した、自己伸長型教員養成指導方策の開発と運用 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年04月01日 | | 発信方法 | TOP＞大学案内＞学長だより＞学長からのメッセージhttps://www.naruto-u.ac.jp/information/01/005.html | | 発信内容 | （中略）  ＜鳴教で育てる教師＞  鳴門教育大学では，学生が自己の学びと教師としての在り方をしっかりと捉えることを可能とする「教員養成に特化したDX（デジタルトランスフォーメーション）」を推進します。そして，「DX」とこれまでの鳴教の強みである「面倒見の良い」指導体制とを組み合わせて駆動させ，次世代の教員養成のモデルをつくり，「よい教師を一人でも多く」育てるという鳴門教育大学のミッションを達成していきます。  （中略）  国立大学法人鳴門教育大学長　佐古　秀一 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月（自己診断実施期間） | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断フォーマット（ver2.4）の資料を添付して申請 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年04月頃～継続実施中 | | 実施内容 | 【情報発信内容を確認できるウェブサイト】  TOP＞大学案内＞法人情報＞DX基本構想https://www.naruto-u.ac.jp/\_files/00213233/Basic-Concept-of-Digital-Transformation\_20240527.pdf  <P9>DX基本構想－3.3 DX推進のために基盤となる取組事項(2)セキュリティ対策の徹底  【記載内容抜粋】  デジタル技術を、安心・安全に活用するために、情報セキュリティ対策は必須であり、本学においても「情報セキュリティポリシー」を踏まえた取組を実施している。サイバー攻撃の検知及び防御を行うシステム、並びにインシデント発生時の迅速な対応に必要な情報を可視化するシステムを、令和３年度中に導入整備した。引き続き、限られたリソースを有効活用するため、法人として保護すべき重要なデータ・業務・サービス等情報資産の格付けを継続的に実施し、重要な情報資産については、重点的に情報セキュリティ対策を行う。また、情報セキュリティ意識向上のために、セミナーやe-Learningを活用し啓発活動を行う。併せて、ゼロトラストセキュリティの思想にも留意し、全学的なDX推進に係る取組を安全に進めるために必要な環境を維持・更新していく。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。